参考資料1-2

第4次障がい者計画（後期計画）

第3章 第2節 生活場面Ⅱ「学ぶ」（案）

※平成30年2月22日まで行われているパブリックコメント時点のもの

Ⅱ　生活場面「学ぶ」

１．めざすべき姿と現状の評価・課題

**＜めざすべき姿＞**

**障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる**

＜現状の評価と課題＞

　大阪府では、すべての幼児児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に教育を推進するとともに、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの多様なニーズに応じたきめ細かな教育を推進してきました。その結果、小中学校においては支援学級の設置数が全国に比べて多くなっており、高等学校においても、ともに学ぶための先進的な取組みが進んでいます。一方で、大阪府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率が全国平均を下回っているとの課題があります。

　現在、児童生徒・保護者の意識やニーズは多様化しており、この多様化したニーズに対応できるよう、国の動きも踏まえ、児童生徒の可能性を伸ばす教育環境をさらに整備するとともに、本人や保護者の意向を尊重することを再確認し、障がいのある児童生徒に多様な進路選択を提供していくことが必要です。とりわけ、近年は、医療的ケアを必要とする児童生徒が増加していることから、一人ひとりの状況や具体的場面等での合理的配慮について、保護者の付添いを前提とすることなく、本人や保護者との対話を通じた柔軟な対応が求められています。また、通学時の支援については、全国的な懸案となっています。

　また、発達に課題のある幼児・児童が、早期に地域で質の高い療育を受けることができるよう、未就学児から就学児まで一貫した療育、教育の充実を図るため、関係機関の連携も図っていきます。加えて、今後は重症心身障がい児を支援できる事業所の確保も課題です。

　さらに、学校卒業後においても、日常生活や社会生活への対応力や職業能力・技能を身につけ、地域社会の一員として、自立生活が送れるよう支援します。

**【今後の主な課題】**

**〇障がいの疑いがある段階から障がい児及びその家族に対して身近な地域で支援できる体制の強化（とりわけ重症心身障がい児を支援できる事業所の確保）**

**〇ライフステージの変化に影響されない継続した発達障がい児者への支援**

**〇多様化する児童生徒・保護者のニーズに対応できる教育環境のさらなる整備**

**〇卒業後の進路を見据えた関係機関の連携と支援体制の充実**

２．個別分野ごとの施策の方向性

（１）早期療育を受ける

1. 乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実

○　障がいや発達の遅れを早期に発見するため、乳幼児健診等の受診率の向上に努めるとともに、健診において「要支援」と判定された乳幼児等への支援を行います。

②療育支援の充実

○　身近な地域で障がいの受容への支援を含め療育指導・相談等が受けられるよう、障がい児及びその保護者に対する相談支援体制を充実します。また、市町村単位で構築される障がい児関係機関ネットワークの充実強化を図ります。

|  |
| --- |
| 【数値目標（平成32年度）】  　・障がい児相談支援実施市町村数：43（すべての市町村）  ・障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数：41（指定都市を除くすべての市町村） |

○　障がい児が身近な地域で療育を受けることができるよう、児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所の確保と質の向上に努めます。とりわけ、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、重症心身障がい児を支援する事業所を確保します。

○　さらに、地域における障がい児支援の中核となる児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける保育所等訪問支援の実施を図る市町村を支援します。

　また、在宅の障がい児の地域生活を支えるため、通所支援事業所等に対して機関支援を行います。

|  |
| --- |
| 【数値目標（平成32年度）】  ・児童発達支援センター設置市町村数：43  ・保育所等訪問支援実施市町村数：43 |

|  |
| --- |
| 【数値目標（平成32年度）】  ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：43  ・主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：43 |

③発達障がいのある幼児・児童に対する支援

○　乳幼児健診における発達障がいの早期発見・早期発達支援につなげるための『発達障がいの早期発見のための問診項目』が導入された問診票が効果的に活用されるよう、市町村を支援します。また、保健師や幼稚園教諭・保育士等を対象とした人材育成については、関係機関と連携しながら継続して機会の確保に努めます。

さらに、保護者による子どもの発達状態の理解を補助する装置の導入を市町村に促します。

○　発達障がいの診断ができる医療機関を確保するため、小児科医等を対象として臨床における実習も含めた体系的な研修を実施するとともに、医療機関同士の連携や医療と福祉の連携の強化を図ります。また、医療機関情報の整備・公表を進めます。

○　発達障がい児に対する医療的ケア（専門外来診療等）の体制確保や、地域の保健福祉関係機関等との連携を進めます。

○　市町村が実施する療育機会確保の取組みを支援するとともに、府内６か所の発達障がい児療育拠点が有する支援の専門的なノウハウを活用し、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等に対する機関支援等を行います。

|  |
| --- |
| 【数値目標（平成32年度）】  ・発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数：43（すべての市町村） |

○　発達障がい児の家族への支援として、子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングが実施され、さらに継続した取組みがなされるよう市町村を支援するとともに、ペアレント・プログラムの導入についても市町村を支援していきます。

また、発達障がい児の保護者が他の発達障がい児の保護者を支援するペアレント・メンターの普及に取り組みます。

〇　発達障がい児者がライフステージを通じて一貫した支援が受けられるよう、取組みを進めます。

（２）教育を受ける

①幼児教育の充実

○　幼児段階の幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がいのある幼児と障がいのない幼児がともに遊び、学ぶ機会を拡充します。

○　幼稚園、保育所、認定こども園等において、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を充実するとともに、支援情報を適切に引き継ぐよう、小学校と連携を図ります。

○　幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。

②小・中学校教育の充実

○　義務教育段階においては、地域の小・中学校でともに学ぶことの意義を十分に認識し、本人や保護者の意向を最大限尊重し、通常の学級や支援学級において適切な教育を受けることができるよう、授業づくりや集団づくり等、個々の児童生徒の状況に応じた教育内容の充実を図ります。

〇　医療的ケアを必要とする児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師等の配置の促進に努め、福祉・医療の連携を図るとともに、一人ひとりの状況や具体的場面等に応じた合理的配慮について、本人や保護者との対話を通じた柔軟な対応が図られるよう、市町村教育委員会に促していきます。

○　通常の学級に在籍しながら適切な支援を受けることができる通級指導教室[[1]](#footnote-1)の充実を図ります。

○　障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、障がいのある児童生徒に関わる教員の資質向上を図ります。

○　障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、学習環境の整備に努めます。

③後期中等教育の充実

○　大阪府立高等学校入学者選抜の受験に際しては、障がいがあるという理由で、高等学校に就学する機会を失うことのないよう、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験上の配慮を行います。また、私立高等学校受験時における配慮についても、私学団体を通じて私立学校に要請します。

○　高等学校においては、入学時に生徒の状況やニーズ等を把握し、「個別の教育支援計画」の作成を通じて、教育の充実や教育環境の整備を図ります。

　　また、障がいについての理解を深めるための教職員研修の実施や、障がいのある生徒が在籍する高等学校において、臨床心理士などの専門的知識を持つ人材や、障がいの状況に応じた学校生活の支援を行う学校生活支援員を配置します。

〇　大阪府立高等学校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師の配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。

○　大阪府立高等学校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実を図るために設置している「自立支援推進校[[2]](#footnote-2)」と「共生推進校[[3]](#footnote-3)」については、成果と課題を踏まえながら一層の充実を図るとともに、取組みの成果を府内の高等学校で共有し、支援教育の充実に努めるなど、「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに推進していきます。

○　「個別の教育支援計画」を踏まえ、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学等の機会を充実するなど、進路指導を充実します。

④大阪府立支援学校の充実

○　平成28年度に大阪市域を含めた府内の知的障がい支援学校在籍者数の将来推計を実施したところ、今後、児童生徒数の増加が予測されることから、知的障がいのある児童生徒の今後の教育環境の充実について、対応方策の検討を進めます。

○　児童生徒の通学確保のため配置している通学バスについて、増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定に努めます。

|  |
| --- |
| 【数値目標（平成32年度）】  　・片道の通学バスの乗車時間：乗車時間を60分以内 |

○　支援学校と小学校、中学校、高等学校等の間において、保護者のニーズや児童生徒の障がいの状況等を踏まえ、交流及び共同学習を一層推進します。また、福祉医療関係の専門的知識を持つ人材の配置を通じて、自立活動等の充実を図ります。

⑤就労・自立に向けた教育の充実

○　学校教育において、子どもたちがそれぞれの個性を最大限に発揮し、自立して生きていくために必要な能力や態度を育むためのキャリア教育を推進します。

大阪府立知的障がい支援学校高等部卒業生の就職率向上に向け、職業教育を充実します。また、教育、就労、福祉等の関係機関が連携し、卒業生の職場定着を支援します。

|  |
| --- |
| 【数値目標】  ・大阪府立支援学校高等部における知的障がいのある生徒の就職率：33％（平成32年度） |

○　支援学校は、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等との連携や自立支援協議会への参画等を通じて、就労に関係するネットワークづくりを行い、進路指導を充実します。また、支援学校卒業生が自信を持って社会生活を送れるよう、必要な授業の提供と職場実習を受ける機会を拡充します。

⑥個別の教育支援計画等の充実

○　障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めるため、本人や保護者の意向を尊重しながら、就学に関する適切で多様な情報を提供するとともに、就学後も一人ひとりの将来の自立を見据えた教育相談機能を充実します。

○　小学校、中学校のすべての学校で、高等学校では配慮の必要な生徒が在籍している学校で「個別の教育支援計画」を作成し、校種間における引継ぎにおいて効果的な活用を進めます。また、それに基づき作成する「個別の指導計画」について、内容の充実を図ります。

|  |
| --- |
| 【数値目標（平成32年度）】  　・「個別の教育支援計画」を作成している小学校及び中学校の割合：100％の維持  ・「個別の教育支援計画」を作成している高等学校の割合：100％ |

⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮

○　支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけでなく、医療・労働・福祉等の関係機関と連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。

大阪府立支援学校のリーディングスタッフ[[4]](#footnote-4)が市町村のリーディングチーム[[5]](#footnote-5)等と連携し、地域の小・中学校等における校内支援体制の構築や、教職員の専門性の向上をサポートする取組みを強化するとともに、引き続き校種間や地域関係機関との連携に努めます。「個別の教育支援計画」を軸とした、校種間の支援の連携や地域関係機関との支援ネットワークの構築などに取り組みます。

○　支援学校の教職員の専門性の向上を図るため、校内外における研修の充実に努めるとともに、特別支援学校教諭免許の取得を促進します。また、来校相談等に対応する校内組織体制の充実を図ります。

|  |
| --- |
| 【数値目標（平成32年度）】  　・特別支援学校教諭等免許保有者の割合：100％ |

|  |
| --- |
| 【数値目標（平成32年度）】  ・地域支援室の設置：４４校１分校（リーディングスタッフ配置の府立支援学校） |

⑧高等教育の充実

○　公立大学法人大阪府立大学において、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な相談・支援体制の整備、教育上の合理的配慮の提供など、障がいの状態に応じた適切できめ細やかな支援を行うよう働きかけます。

　　⑨インクルーシブ教育の推進

〇　教育全般を通じて、障がいのある児童生徒が排除されることなく、一人ひとりへの必要な配慮が提供されるよう、障がいのない児童生徒とともに学ぶ「ともに学び、ともに育つ」教育を推進します。

（３）地域で学ぶ

○　障がい者の学習意欲に応え、図書館や公民館などの社会教育施設等において学習できる機会を充実します。

○　障がい者の学習の可能性を拡大させるＩＣＴ[[6]](#footnote-6)を積極的に活用します。

３．具体的な取組みと目標

|  |  |
| --- | --- |
| 具体的な取組み | 目標 |
| （１）早期療育を受ける　①乳幼児健康診査の受診率向上と健診後の支援の充実 | |
| 〇乳幼児健康診査等の実施（地域保健課）  市町村において、乳幼児期の疾患や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に結びつく適切な健康診査と保健指導とともに、虐待予防を含む育児支援にも重点を置いた健康診査が実施できるように支援します。 |  |
| 〇先天性代謝異常等検査の実施（地域保健課）  新生児における心身障がいの原因になる疾患（疑い）を早期発見し、早期に治療が出来るように支援します。 |  |
| 〇要支援児童の早期発見と支援の充実（家庭支援課）  市町村の障がい児相談で対応困難な事例や被虐待・養護性の問題を抱えた事例など、より専門的な相談に対応するとともに、市町村における障がい児関係機関ネットワーク会議等への出席を通じて、市町村との連携を強化し、要支援児童の早期発見に努めます。 |  |
| 〇保健所における専門的母子保健事業の実施（地域保健課）  保健所において、慢性疾患児・身体障がい児や医療的ケア児とその家族に対して、保健師等専門職による訪問指導や療育相談等の個別支援、学習会や交流会等の集団支援を実施します。  また、医療的ケア児に関わる地域医療機関や訪問看護事業所をはじめとする医療・保健・福祉・教育・療育等の関係機関とのネットワークを構築し、地域での在宅療養支援体制の整備を図ります。 |  |
| （１）早期療育を受ける　②療育支援の充実 | |
| ○障がい児とその保護者に対する相談支援の充実（家庭支援課、地域生活支援課）  大阪府子ども家庭センターにおける障がい児相談支援を引き続き実施するとともに、関係機関に対して障がい福祉サービス等に関する情報提供を積極的に行い、連携強化を図ります。  また、家族に対する支援の充実・強化とともに、十分な障がい児相談支援事業所が確保されるよう、市町村に対して働きかけます。 | 目標値（平成３２年度）  障がい児相談支援実施市町村数４３（すべての市町村） |
| ○障がい児関係機関ネットワークの充実強化（地域生活支援課、家庭支援課）  保健、福祉、教育等障がい児に関わる関係機関が連携し、さまざまな課題に対応するため、各市町村において構築される障がい児関係機関ネットワークに対して、大阪府から情報提供や相談対応を行い、充実強化を図ります。 | 目標値（平成３２年度）  障がい児関連施策地域連絡協議会設置市町村数  ４１（指定都市を除くすべての市町村） |
| ○障がい児入所施設における発達支援機能等の充実（地域生活支援課）  障がい児入所施設が担う、「発達支援機能」や「自立支援機能」等の向上を促進し、障がい児の状況に応じた専門性の高い支援の充実を図ります。  また、障がい児入所施設に対し、支援の充実を図るため、配置基準を上回って看護師等の配置を行った場合に経費を支援します。 |  |
| ○障がい児通所支援事業の充実（地域生活支援課）  障がい児が、身近な地域でニーズに応じた療育を受けることができるよう、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に努めるとともに、研修内容の充実等により質の高い専門的な発達支援を行う事業所の確保を図ります。また、市町村と連携し、保育所等訪問支援を行う事業所の拡大に努めます。  　さらに、地域における障がい児支援の中核施設となる、児童発達支援センターの設置と、当該センターにおける障がい児相談支援、保育所訪問支援等の地域支援の充実を図る市町村を支援します。 | 目標値（平成３２年度）  児童発達支援センター設置市町村数：４３  保育所等訪問支援実施市町村数：４３ |
| ○主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保（地域生活支援課）  重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けることができるよう、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に努めます。 | 目標値（平成３２年度）  主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を確保する市町村数：４３  主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保する市町村数：４３ |
| ○障がい児等療育支援事業の実施（地域生活支援課）  在宅の障がい児の地域における生活を支えるため、障がい児の支援を行う通所支援事業所、保育所、幼稚園、学校等の職員を対象として、療育指導・相談に係る助言・指導・研修等の機関支援を実施します。 |  |
| 〇視覚障がい幼児の地域における療育指導等の充実（家庭支援課）  視覚障がい幼児を養育している家庭に対して、次の事業を行い、視覚障がい幼児の発達支援と福祉の向上に努めます。  ・電話相談による育児指導  ・専門施設への通所によって幼児の生活技術と社会性を向上させる等、自立に向けた支援 |  |
| （１）早期療育を受ける　③発達障がいのある幼児児童に対する支援 | |
| ○発達障がいの早期発見の取組み（地域生活支援課）  乳幼児健診におけるスクリーニングの精度を上げるために策定した「発達障がいの早期発見のための問診項目」は、全市町村の乳幼児健診問診票に導入されており、今後は、導入した問診票を効果的に活用できるよう市町村を支援します。  また、保健師を対象とした、乳幼児健診時における早期気づき等の人材育成や、幼稚園教諭・保育士等を対象とした就学前の子どもに関わる支援人材の育成については、市町村をはじめとする関係機関と連携しながら継続して機会の確保に努めます。  さらに、保護者が子どもの発達の状態を理解することを助ける「社会性発達評価装置（かおテレビ）」を導入する市町村を支援します。 |  |
| ○発達障がいにかかる専門的な医療機関の確保（地域生活支援課）  発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施してきましたが、なお診療待ち時間が長い状況であるため、専門医師を養成し、医療機関の確保に努めます。  また、発達障がいの診断等にかかる専門医療機関に関する情報をホームページ等で公表できるよう必要な調整を進めます。  さらに、２次医療圏毎に１か所程度、圏域の医療機関の診療支援や福祉サービス等へのつなぎのコーディネート機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携や医療と福祉の連携強化を図ります。また、この確保に必要な支援方策を検討します。 | 目標値（平成３２年度）  専門医療機関での診察待ち時間の短縮を図る。 |
| 〇発達障がい児に対する医療的ケアや相談援助の実施（地域保健課、地域生活支援課）  情緒や行動上の問題・不登校・チックなどの神経症児、喘息や下痢・嘔吐などの心身症や、親子関係上の問題など、様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障がいに対応するため、専門外来診療及び入院治療を実施している大阪精神医療センター子どもの心の診療ネットワーク事業において、発達障がい等に対する診療支援や医学的支援、地域の保健福祉関係機関等との連携を実施します。 |  |
| ○発達支援体制の充実（地域生活支援課）  府内６か所の発達障がい児療育拠点が有する発達障がい児支援のための専門的なノウハウを活用し、圏域内の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等を対象とした機関支援を実施します。  また、市町村において、発達障がいの専門療育の機会確保が進むよう支援に努めます。 | 目標値（平成３２年度）  発達障がい児に対する専門療育の実施市町村数  ４３（すべての市町村） |
| ○発達障がい児の家族支援の充実（地域生活支援課）  発達障がい児の保護者が子どもへの効果的な対応方法を学ぶペアレント・トレーニングが市町村で実施されるよう、ＯＪＴによる導入支援を行うとともに、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、導入後においても取組を継続できるよう市町村を引き続き支援します。  早期の家族支援を図るため、主に小学校までの保護者を対象とした活動を中心に活躍の場を広げることによって認知を高め、活動の普及を図ります。このため、スキルアップを目的とした研修を実施するとともに、コーディネーターを配置し、円滑な事業の運営に努めます。  ペアレント・プログラムについては、その導入にあたり、検討のための導入研修を実施するなど市町村を支援していくとともに、導入後においても、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、取組を継続できるよう市町村をバックアップする方策を検討します。 | 目標値（平成３２年度）  家族支援を実施する市町村数  ４３（すべての市町村）  市町村での保護者支援プログラムの受講機会が確保されている  **発達Ｇ（保留⇒今回記述）** |
| ○発達障がい児者のライフステージを通じた一貫した支援のための取組（地域生活支援課）  「支援のための発達障がいのある方のための支援の引継等に関する手引き」を活用した好事例の情報発信を通じて、必要な支援の引き継ぎの定着を促していきます。 | 目標値（平成３２年度）  引継ぎの実施率の向上を図る |
| （２）教育を受ける　①幼児教育の充実 | |
| 〇障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課）  私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。 |  |
| 〇障がいのある幼児の指導（支援教育課、小中学校課、私学課）  家庭や関係機関と連携し、乳幼児期から学校卒業後までを見据えた、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、障がいのある幼児一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援の充実を促進します。  すべての障がいのある幼児が、義務教育段階へスムーズに移行できるよう、幼稚園・保育所等と小学校との連携について、より一層の充実を図ります。 |  |
| 〇幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課）  幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。 |  |
| （２）教育を受ける　②小・中学校教育の充実 | |
| 〇就学相談・支援の充実（支援教育課）  就学に関する適切で多様な情報を提供し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた就学を進めます。本人や保護者の意向を最大限尊重した就学相談・支援が行えるよう、市町村教育委員会に対して適切な指導・助言を行うとともに、就学後の継続した相談機能の充実を図るよう働きかけます。 |  |
| 〇福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課）  児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。 |  |
| 〇通常の学級の充実（小中学校課）  児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導と必要な支援を行います。  　また、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習のより一層の充実を図ります。 | 目標値  全小・中学校において、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進のために、障がい理解教育を実施。 |
| 〇通級指導教室の充実（支援教育課、高等学校課）  通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒への指導・支援の充実を図るため、小・中学校の通級指導教室の設置を推進します。  また、発達障がい等の児童生徒の通級指導を行う際には、校内委員会等において、その必要性を十分に検討した上で実施するよう指導するとともに、通級指導の意義及び役割を踏まえた適正な教員配置や、教員の資質向上に向けた研修等の実施に努めます。 | ≪参考≫  <平成２５年度>  小学校１６５教室  中学校 ４８教室  <平成２６年度>  小学校１６５教室  中学校 ４８教室  <平成２７年度>  小学校１６９教室  中学校 ５０教室  <平成２８年度>  小学校１７１教室  中学校　５１教室  <平成２９年度>  小学校１５５教室（政令市３８教室外数）  中学校　５０教室（政令市　５教室外数） |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  平成２８年度実績（平成２８年１１月２１日実施）  小学校１２０名、中学校６１名、高校５５名、市町村教育委員会２１名  計２５７名参加 |
| 〇公立小中学校の教育環境の整備（施設財務課)  障がいのある児童・生徒が学校生活を安全かつ円滑に送ることができるよう、公立小中学校の福祉整備の促進について、働きかけを行い学習環境の整備に努めます。 |  |
| （２）教育を受ける　③後期中等教育の充実 | |
| 〇高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課）  受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。 |  |
| 〇高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実及び教育環境の整備（高等学校課、施設財務課）  高等学校では、入学時に生徒・保護者が記載した「高校生活支援カード」を活用して、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒支援を図ります。また、このカードの内容をもとにして、「個別の教育支援計画」を作成し、高等学校に在籍する障がいのある生徒の教育の充実をめざし、校内組織のあり方、教育課程の編成、教育条件整備のあり方の検討を進め、具体化します。  　さらに、卒業後の進路支援に向けて、関係部局・機関との連携を進めます。  障がいのある生徒が興味関心に応じ、学校を選択できるとともに、学校生活が円滑にできるよう高等学校施設の福祉整備を推進します。  　高等学校施設において、障がいのある生徒の学習活動に支障がないよう、エレベーターの整備、手摺り設置、スロープ設置、トイレ改修などのバリアフリー化に努めます。 | （平成３４年度）  障がいにより配慮を要する生徒が在籍する府立高等学校において「個別の教育支援計画」の作成 |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  平成２８年度実績（平成２８年１１月２１日実施）  小学校１２０名、中学校６１名、高校５５名、市町村教育委員会２１名  計２５７名参加 |
| 〇高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課）  精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。 |  |
| 〇障がいのある生徒の高校生活の支援（高等学校課）  高等学校に在籍する障がいのある生徒の学校生活を支援するため、臨床心理士をエキスパート支援員として全校に配置するとともに、生徒一人ひとりの障がいの状況に応じた学校生活支援を行う学校生活支援員を配置します。 |  |
| 〇医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課)  府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。 | 目標値  府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する。 |
| 〇高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進（支援教育課）  知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題を踏まえながら教育環境の一層の充実を図ります。  また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。 | 目標値  自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める。 |
| 〇自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実（支援教育課）  自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実を図ります。 |  |
| 〇高校に在籍する障がいのある生徒の進路指導の充実（高等学校課）  障がいのある生徒が、将来の進路を主体的に選択できるよう、インターンシップや職場見学、大学見学等の機会を含め、進路指導の充実を図ります。 |  |
| （２）教育を受ける　④大阪府立支援学校の充実 | |
| 〇支援学校の教育環境の整備（支援教育課）  府立知的障がい支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、府内４地域で、新校各１校を整備するなど、教育環境の充実を図ります。 |  |
| 〇支援学校の通学対策の充実（支援教育課）  支援学校における通学バスの長時間乗車の解消に向け、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なルート設定につとめます。 | 目標値（平成３２年度）  片道の通学バスの乗車時間を６０分以内とする |
| 〇支援学校の教育の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課）  保護者の意向や、幼児児童生徒の障がいの状況を十分踏まえ、入学前の療育・教育機関との連携や卒業後を見据えた長期的な指導ができるよう「個別の教育支援計画」等を活用しながら、幼児児童生徒一人ひとりの障がいの状況に応じたきめ細かな教育を実施します。  障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒の相互理解を深めるため、交流及び共同学習をより一層推進します。 | 目標値（平成３２年度）  交流及び共同学習　学校園数：４２０校　回数：７００回 |
| 〇支援学校の自立活動等の充実（支援教育課）  福祉医療関係の専門的知識を持つ人材である、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に加え、臨床心理士を特別非常勤講師として配置し、自立活動等における指導・助言を行います。 | 目標値（平成３２年度）  全府立支援学校に特別非常勤講師を配置 |
| （２）教育を受ける　⑤就労・自立に向けた教育の充実 | |
| 〇支援学校の就労支援の充実（支援教育課）  就労にチャレンジする生徒の底辺拡大を見据えて、昨年度大阪市から府に移管された府立知的障がい支援学校に職業コースを設置し、支援学校高等部の職業教育の充実を進めるとともに、国・府・市町村の各事業の情報提供など支援の充実を図ります。  　「個別の教育支援計画」「個別の移行支援計画」を活用し、福祉や労働など関係機関との連携を深め、一人ひとりが地域社会で自立して生活していくことを念頭に、卒業後の就労状況の確認やアフターフォロー等を含めた支援を行います。 | 目標値（平成３２年度）  府立知的障がい支援学校高等部卒業生就職率３３％  （平成３４年度目標：３５％） |
| 〇就労に向けた支援学校と関係機関の連携（支援教育課）  支援学校は市町村の自立支援協議会等へ参画し、地域の関係機関とさらなる連携を進めます。就労に関わる、職場開拓・就労後の定着支援・安定して地域で暮らすために必要なサービスの活用について、生徒の在学中からセーフティーネットワークの構築を公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター、福祉機関等と協働します。  また、地域で自立して生きる社会人への移行をスムーズに行えるよう「個別の移行支援計画」の作成を行い、卒業後を見据えたキャリア教育プログラムの中に主体的に関係機関を活用できるような進路学習の設定や、生徒に応じた職場実習を設定します。 | 目標値（平成３２年度）  モデル校におけるキャリア教育マトリックスを活用した授業改善サイクルの実施。  （平成３４年度目標：マトリックスを活用した授業改善サイクルの各校実施） |
| （２）教育を受ける　⑥個別の教育支援計画等の充実 | |
| 〇支援学級の充実、個別の教育支援計画の作成・活用の促進（支援教育課）  一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズにきめ細かく対応するため、障がい種別ごとに小・中学校に支援学級を設置し、個別の教育支援計画を活用した交流及び共同学習の推進に努めます。支援学級を学校の中心に位置づけ、「ともに学び、ともに育つ」教育を一層推進します。  障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援の充実に向け、市町村教育委員会とも連携し、本人や保護者の意向を尊重しながら、「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進を図ります。 | 目標値（平成３２年度）  小・中学校支援学級における「個別の教育支援計画」の作成率１００％の維持 |
| （２）教育を受ける　⑦大阪府立支援学校のセンター的役割の発揮 | |
| 〇支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課）  支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。  地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。 | 目標値（平成３２年度）  ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合　１００％  ・地域支援室の設置　４４校１分校（リーディングスタッフ配置の府立支援学校） |
| （２）教育を受ける　⑧高等教育の充実 | |
| 〇大阪府立大学における障がい学生への支援等（府民文化総務課）  高等教育機関として、障がいのある学生の修学機会を確保するため、全学的な支援体制を整備し、障がい学生への支援の取組みを推進するよう、公立大学法人大阪府立大学に対し、働きかけを行います。  ・大学の障がい学生支援の基本的な考え方となるガイドラインの作成  ・障がい学生支援の取組みを点検・推進していく全学的システムの構築  ・障がい学生のみならず、周りの教職員・学生からの相談にも対応し、支援を行うための全学的な体制の整備  ・障がい学生の所属部局、授業担当教員、学生相談室、事務関連部門及びサポート学生や保護者等との緊密な連携による支援ネットワークの構築  ・障がい学生支援の取組みについて、教職員や学生における理解の促進、意識啓発及び学外への情報発信  ・入学志願者からの事前相談に始まり、入学後の学修上の相談、進路や就職に関する相談まで、関係部署が連携して行う障がい学生に係る包括的な支援の実施  ・障がい学生が安全かつ円滑に学生生活を送ることができるような学内環境の点検・整備  ・障がい学生の支援をサポートし協力する学生の養成と派遣  ・地域保健学域 教育福祉学類での障がい者特別選抜入試の実施  ・先進的な取組みを行う他大学との関係を構築 |  |
| （２）教育を受ける　⑨インクルーシブ教育の推進 | |
| 〇障がい児受入れに対する幼稚園への支援（私学課）  私立幼稚園における障がい児の積極的な受入れを促進し、就園する障がい児の教育の充実を図るため、障がい児が在園する私立幼稚園に対し助成します。 |  |
| 〇高等学校入学者選抜における受験上の配慮（高等学校課）  受験者が普段の実力を発揮できるよう障がいの状況に応じて、別室受験、パソコン等の機器使用、介助者の配置など、受験方法の改善について工夫します。 |  |
| 〇幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修（子育て支援課、小中学校課、高等学校課、私学課）  幼稚園、保育所、認定こども園等において、障がい児や保護者への理解のもと、特性を踏まえた適切な配慮と支援がなされるよう、幼稚園教諭・保育士等を対象とした研修の実施に取り組みます。 |  |
| 〇障がい理解教育に関する研修（小中学校課、高等学校課）  小・中・高等学校の教員に対し、障がい者や障がいに対する理解に関する研修を実施し、実践交流や学識経験者による講演等を通じて教員の資質向上に努めます。 | ≪参考≫  平成２８年度実績（平成２８年１１月２１日実施）  小学校１２０名、中学校６１名、高校５５名、市町村教育委員会２１名  計２５７名参加 |
| 〇高等学校における知的障がいのある生徒の受入れ推進（支援教育課）  知的障がいのある生徒が高等学校で「ともに学び、ともに育つ」取組みである自立支援推進校と共生推進校について、これまでの成果と課題を踏まえながら教育環境の一層の充実を図ります。  また、自立支援推進校・共生推進校の拡充に向け、具体的に検討を行います。 | 目標値  自立支援コースの募集人員増や大阪市内の支援学校を本校とする共生推進教室の新たな設置について、具体的に検討を進める。 |
| 〇自立支援推進校等のノウハウを活用した高等学校における支援教育力の充実（支援教育課）  自立支援推進校等のノウハウを地域の高等学校で共有し、府内高等学校に在籍する障がいのある生徒への教科指導等の充実を図ります。 |  |
| 〇支援学校のセンター的機能の充実（支援教育課）  支援学校が、地域における支援教育のセンター的機能を発揮し、市町村教育委員会や小・中学校等だけではなく、医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化を図りながら、地域支援体制の整備に努めます。  地域支援にあたる支援学校教員の専門性の向上に向け、さらなる校内外の研修の充実、「特別支援学校教諭免許」の保有率の向上を図ります。また、来校相談等に対応する地域支援室を整備するなど、校内組織体制の充実を図ります。 | 目標値（平成３２年度）  ・「特別支援学校教諭等免許」の保有者の割合　１００％  ・地域支援室の設置　４４校１分校（リーディングスタッフ配置の府立支援学校） |
| 〇高校に在籍する生徒の精神保健・精神疾患への理解と配慮（高等学校課）  精神疾患を含め、個々の障がいについての理解を深めるため、教職員研修などの機会の充実に努めます。 |  |
| 〇福祉・医療との連携による医療的ケアへの支援（支援教育課）  児童生徒の障がいの重度重複化・多様化に対応するため、市町村立小・中学校において、医療的ケアの必要な児童生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置の促進に努めるとともに、福祉・医療との連携を図ります。 |  |
| 〇医療機関との連携による医療的ケアへの支援(高等学校課)  府立高校において、医療的ケアの必要な生徒が安全に、かつ安心して学校生活が送れるよう、看護師配置に努めるとともに、医療機関との連携、緊急時の対応など校内体制の充実を図ります。 | 目標値  府立高校に在籍する医療的ケアの必要な生徒の状況に応じて看護師を配置する。 |
| （３）地域で学ぶ | |
| 〇障がい者の学習機会の充実（地域教育振興課）  大阪府及び市町村の社会教育関係者等に対して参加体験型の研修を行い、障がい者の学習機会を充実させる企画を推進する人材の育成や、障がい者が学習しやすい環境整備を進めることの重要性の啓発に努めます。  特に、図書館や公民館等社会教育施設において障がいのある人が参加しやすい講座や障がいのある人とない人がともに学ぶ機会を充実するよう促します。  また、地域活動の核となる人材（PTAの役員等）に対し、障がい者や障がいに対する理解を促進することにより、障がい者の学習機会の充実を図ります。  ホームページ等を活用して、人権教育啓発教材などを提供するとともに、障がい者が参加しやすい講座等の学習機会が充実できるように参考となる情報の提供に努めます。 |  |
| 〇府立図書館や少年自然の家の充実（地域教育振興課）  府立図書館や少年自然の家について、だれもが利用しやすい施設となるよう、引き続き、施設機能の充実に努めます。また、障がい者や障がいに対する理解を促進する取組みを実施します。  ＜施設機能の充実＞  ・点字ブロックの敷設、段差の解消等  ＜理解促進の取組み＞  ・障がいのある子どもとその保護者がともに学べる事業の実施（少年自然の家）  ・障がいの理解に関する、職員及び市町村図書館職員向け研修の実施（府立中央図書館）  また、府立中央図書館において、だれもが利用しやすいという観点に立って学習情報の提供を図ります。  ・Ｗｅｂサイトのユニバーサルデザイン化の推進  （「障がい者サービス」、「やさしいにほんご」のぺージによる案内、蔵書検索システムの改良）  ・インターネットによる情報提供、パソコンの利用相談、蔵書検索と連動した貸出申込み等のサービスの推進  ・障がい者にとって図書館利用に役立つＩCＴ活用研修を実施  ・視覚障がい者及び盲ろう者のパソコン利用相談への対応  ・対面朗読や墨字図書  ・録音図書の郵送貸出  ・視覚障がい者のための墨字図書新着案内（点字版）等による学習図書情報の提供  ・大活字本・マルチメディアDAISYの収集・提供  ・聴覚障がい者のための字幕及び手話入りビデオ等の収集・提供  ・ＬＬブックの充実 |  |
| 〇学校におけるＩCＴ教育の充実（支援教育課）  さまざまな学習場面での活用や情報教育、自立活動等における指導を推進するため、障がいのある児童生徒が早い時期からＩCＴを活用した教育を受けることができるよう、情報教育に係る機器やソフトの整備を図るなど、ICT環境の充実に努めます。  また、支援学校における情報教育に関する指導技術の向上等を図るため、研究協議会や研修等の機会を充実し、児童生徒のＩCＴ活用技術の向上に取り組みます。 | 目標値（平成３２年度）  支援学校の教員の授業でのＩＣＴの活用率  ９０％  （平成３４年度目標：１００％） |
| 〇学習情報の提供及び教材の整備（地域教育振興課）  字幕付き視聴覚教材を大阪府視聴覚ライブラリーに配置することなどにより、だれもが利用しやすい学習情報の提供を図ります。 |  |

1. 「通級指導教室」とは、小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒が各教科等の学習は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を通級指導教室で受けることができる制度です。 [↑](#footnote-ref-1)
2. 「自立支援推進校」とは、知的障がいのある生徒が高等学校の学籍で、カリキュラムや授業内容を工夫し、障がいのあるなしに関わらず、高校でともに学ぶ取組みとして、平成18年度から制度化したものです。 [↑](#footnote-ref-2)
3. 「共生推進校」とは、支援学校の学籍で、職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の共生推進教室を府立高等学校に設置し、両校の連携のもと、高等支援学校の生徒が、高等学校の生徒とともに学び、交友を深めていく取組みとして、平成18年度から制度化したものです。 [↑](#footnote-ref-3)
4. 「リーディングスタッフ」とは、小・中学校への巡回相談、研修会の講師を務めるなど、府内の支援教育の中核となって指導的役割を果たす教員をいいます。 [↑](#footnote-ref-4)
5. 「市町村のリーディングチーム」とは、市教育委員会担当指導主事・コーディネーター・通級担当者・支援学級担当者等、複数の関係者で構成する支援チームをいいます。 [↑](#footnote-ref-5)
6. 「ＩＣＴ」とは、Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称をいいます。 [↑](#footnote-ref-6)